

島根原子力発電所 2 号機の再稼働に係る出雲市の意見に 対する中国電力株式会社の回答について

令和 4 年 3 月 2 9 日に本市が中国電力株式会社へ提出した「島根原子力発電所 2 号機の再稼働に係る出雲市の意見について」に対し、下記のとおり中国電力株式会社から回答がありましたので、報告します。

記

1. 日時

令和 4 年 4 月 1 9 日 (火) 1 4 時 3 0 分～1 4 時 4 5 分

2. 場所

出雲市役所 3 階 庁議室

3. 出席者

(1) 出雲市

市長 飯塚俊之 ほか

(2) 中国電力株式会社

取締役常務執行役員 島根原子力本部長 北野立夫

常務執行役員 島根原子力本部副本部長 長谷川千晃 ほか

4. 中国電力株式会社からの回答書

別紙のとおり

5. 中国電力株式会社に対する今後の市の対応

- ・安全協定については、引き続き立地自治体と同様な協定の締結を求めています。今後も、安来市及び雲南市と連携し取り組みます。
- ・島根原子力発電所の安全対策をはじめ、本市の要請事項に対する中国電力株式会社の取組を注視し、改善すべき点があれば必要な対応を求めます。

別紙

写

島原本企第7号
2022年4月19日

出雲市長
飯塚俊之様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

「島根原子力発電所2号機の再稼働に係る意見について」
に対する当社の対応について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年3月25日付防災第645号によるご意見に対し、下記のとおり、誠意をもって対応してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定（以下、「安全協定」という。）の改定に係るご要請に対して当社から提案させていただいた内容は、関係自治体の立場やご関係、これまでの経緯等を踏まえた結果として、とり得る最大限の対応を織り込んだものと考えています。

当社といたしましては、周辺自治体の市民の皆さまの安全確保及び環境の保全を図るといふ安全協定の目的は立地自治体と同じとの考えのもと、安全協定の運用におきましては、同協定第5条の貴市の意見の取り扱いも含め、これまでどおり、立地自治体と同様の対応を行ってまいります。

2. 事故等のリスクを可能な限り低減させるため、地震・津波をはじめとした各事象に係る最新の知見を安全対策に適切に反映するとともに、新規制基準に基づく対応にとどまらず、自主的な安全対策にもしっかりと取り組んでまいります。

3. 新たな計画、申請（変更を含む）、安全対策等を行う場合は、関係自治体の皆さまに適宜ご報告するとともに、地域の皆さまを含め、様々な機会を通じて分かりやすく丁寧に情報提供してまいります。

4. 原子力規制委員会における審査および検査状況については、当社ホームページや広報紙等により、引き続き、分かりやすい言葉で適切に情報提供を行うよう努めてまいります。
5. これまでに発生した不適切事案の反省を踏まえ、協力会社も含めた原子力安全文化の更なる向上を図るとともに、万全の管理と安全教育の徹底を図ってまいります。
6. 島根原子力発電所に携わる全ての社員が、平時の運転、施設や設備の維持・管理を適切に行います。
また、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、人的対応についても充実・強化を図ってまいります。
7. 当社が策定している事業者防災業務計画に基づく防災要員の派遣、放射線モニタリングや、関係自治体が策定された住民避難計画等も踏まえた「島根地域の緊急時対応」に基づく避難退域時検査への動員、福祉車両の確保、備蓄物資の供給などについて、事業者として最大限対応してまいります。
また、引き続き、要員へ教育・研修を行ったうえで、関係自治体主催の原子力防災訓練にも参加させていただくことで、練度向上、関係機関との連携強化を図ってまいります。
8. 使用済燃料は、再処理施設への搬出までは島根原子力発電所の燃料プール内で安全に貯蔵・管理するとともに、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、廃棄物発生者の立場から、引き続き国や原子力発電環境整備機構と連携しつつ、地域の皆さまのご理解が得られるよう取り組んでまいります。

以 上

参考資料①

写

防 災 第 6 4 5 号
令和4年(2022)3月25日

中国電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水 希茂 様

出雲市長 飯 塚 俊 之
(防災安全部防災安全課)

**「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の
安全確保等に関する協定」に基づく意見について**

島根原子力発電所2号機の再稼働について、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」第5条第2項に基づき、次のとおり意見します。

島根原子力発電所 2号機の再稼働に係る出雲市の意見について

島根原子力発電所 2号機の再稼働については、安全性、必要性、住民の避難対策等を総合的に勘案した結果、容認します。

なお、容認するにあたっては、出雲市民の安全と安心を守る立場から、関係法令等の遵守はもとより、「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」に基づく、下記の付帯意見が適切に反映されるよう要請します。

記

付帯意見

1. 早期に立地自治体と同様な安全協定を締結すること。
2. 島根原子力発電所の安全対策については、新規制基準に基づく対策はもとより、新たな知見に基づき更なる安全性を追求すること。
3. 新たな計画、申請（変更を含む）、安全対策等を行う場合は、周辺自治体及びその市民に対して、わかりやすく丁寧な情報提供に努めること。
4. 原子力規制委員会における審査及び検査の状況については、適宜、市民に対して、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
5. 不適切事案により、原子力発電所の事業者としての資質を問われないよう、協力会社を含め万全の管理と安全教育を徹底すること。
6. 原子力発電所の運用、重大事故等の対処について、原子力発電に携わる全ての職員が、施設、設備を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。
7. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限関与すること。
8. 原子力発電に伴い発生する使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物については、国との連携のもと、事業者の責任において処分すること。

参考資料②

○島根原子力発電所2号機に関する経過（令和4年3月25日以降）

期 日	内 容
令和4年 3月25日	市議会全員協議会 （「島根原子力発電所2号機の再稼働に係る市の意見について」報告）
3月28日	島根原子力発電所2号機に関する県からの意見照会に対する回答 （郵送）
3月29日	「島根原子力発電所2号機の再稼働に係る出雲市の意見について」 中国電力株式会社へ提出（手交）
4月 6日	第4回知事・3市長会議 （島根原子力発電所2号機に関する県からの意見照会に対する回答）
4月19日	「島根原子力発電所2号機の再稼働に係る出雲市の意見について」 に対する中国電力株式会社の回答（手交）